

平成21年12月9日（水曜日）

議 事 日 程

平成21年12月9日 午前9時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成21年度舟橋村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第4 議案第2号 平成21年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第3号 平成21年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第4号 平成21年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第5号 平成20年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第8 議案第6号 平成20年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第9 議案第7号 平成20年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第10 議案第8号 平成20年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第11 議案第9号 平成20年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第12 議案第10号 平成20年度舟橋村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第13 議案第11号 平成20年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

2番 明 和 善一郎 君

3番 山 崎 知 信 君

4 番 川 崎 和 夫 君
5 番 竹 島 貴 行 君
6 番 前 原 英 石 君
7 番 嶋 田 富 士 夫 君
8 番 竹 島 ユ リ 子 君

欠席議員（1名）

1 番 野 村 信 夫 君

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 金 森 勝 雄 君
副 村 長 古 越 邦 男 君
教 育 長 塩 原 勝 君
総 務 課 長 高 畠 宗 明 君
生活環境課長 笠 田 恵 雄 君
会 計 管 理 者 松 本 良 樹 君
代 表 監 査 委 員 野 村 厚 壽 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 吉 田 昭 博

午前 9時00分 開会

開 会 の 宣 告

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、平成21年12月舟橋村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程に先立ち、1番 野村信夫君から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 嶋 田 富士夫 君

2番 明 和 善一郎 君

を指名します。

会 期 の 決 定

議長（竹島ユリ子君） 日程第2 会期決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの3日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日審議終了までとすることに決定しました。

議 案 第 1 号 から 議 案 第 1 1 号 まで

議長（竹島ユリ子君） 日程第3 議案第1号 平成21年度舟橋村一般会計補正予算（第8号）、日程第4 議案第2号 平成21年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第5 議案第3号 平成21年度舟橋村簡易水道事業特別会計

補正予算（第1号）、日程第6 議案第4号 平成21年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第7 議案第5号 平成20年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第8 議案第6号 平成20年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第9 議案第7号 平成20年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第10 議案第8号 平成20年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第11 議案第9号 平成20年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第12 議案第10号 平成20年度舟橋村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第13 議案第11号 平成20年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで11案件を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第3 議案第1号から日程第13 議案第11号まで11案件の提案理由の説明を求めることに決定いたしました。

（提案理由の説明）

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） おはようございます。

本日、平成21年12月定例村議会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私とも大変ご多忙の中ご出席賜り深く感謝申し上げます。本定例会に提出いたしました案件に先立ちまして、所感の一端を申し上げます。

初めに、去る11月17日、東京国際フォーラムホールCで開催された地方分権推進全国会議のことであります。今年10月7日、保育所の面積基準や公営住宅の入居条件など、自治体の仕事への法律による義務づけの大幅な廃止・緩和を求める第3次勧告を政府の地方分権改革推進委員会がまとめ、翌日の8日に、さらに11月9日、国と地方の地方税財政改革に関する第4次勧告をまとめて、それぞれ鳩山由紀夫首相に提出いたしました。これに追随し、地方六団体は、新政権の鳩山内閣が「地域のことは地域で決める」として、「活気に満ちた地域社会」をつくるべく「地域主権」の確立のため、その第一歩として、「地方の自主財源を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられ

るようにする」ことを公約しております。自治体もこれに積極的に呼応し、真の地方分権を進め、地方の自立と再生の実現のために住民一人一人が、地域社会に誇りと「新しい日本の創造」を目指すこと等を盛り込んだ会議の総括となるアピール文を採択いたしました。

その後、鳩山内閣は、今月1日に、今後の地方分権の進め方を定める地方分権改革推進計画の原案を公表いたしました。その中には政府と自治体の関係を「対等の立場で対話できる関係」に転換することを規定。地域主権改革に向け、政府が自治体の仕事を法令で縛る義務づけの見直しなど3項目を重点的に取り組むこと。さらに改革の一つとして、国と地方の協議の場の法制化を地方と連携し検討することが明記されております。このことは、さきの全国会議で地方六団体関係者が集い採択したアピール文に対する鳩山内閣からのメッセージであると理解し、一層の分権改革が推進されるものと期待しているところであります。

次に、行政刷新会議による「事業仕分け」のことです。

政府は、平成22年度予算の年内編成に向け、95兆円超に膨らんだ概算要求の無駄を洗い出す作業を「事業仕分け」と位置づけを行い、447事業を対象に、議員7名と民間人56名で、3つのワーキンググループを編成し、11月11日の開始から9日間にわたる作業を、11月30日に終了いたしました。

その仕分けの結果につきましては、皆様はマスコミ報道によりご承知のことと思いますので、詳細説明は割愛させていただきますが、本村にかかわる事業の一例について申し上げます。事業名は国土交通省所管の下水道事業であります。この事業は、地方移管と判断されました。その理由は、自治体が必要性を判断すべきということであります。このことは、国から自治体に財源を移した上で、実施は自治体の判断に任せるということでもありますが、具体的な移管方法や時期をめぐり、地方側との調整が必要となり、今日迅速と効率性が強く求められる自治体の行財政運営に逆行するもので、理解しがたいことであると思っております。

一方、日本の経済は昨秋以来景気の低迷が続き、今年度の国税、地方税とも大幅な減収見込みとなること。また、国の来年度予算に鳩山内閣が掲げるマニフェストの実現に係る子ども手当2.7兆円、暫定税率廃止の減税2.5兆円など7.1兆円の所要額に対する財源手当が不確定なこともあり、地方自治体は極めて厳しい財政環境下にあることを十分認識しなければならないと考えております。

このことから、目前に控えております本村の平成22年度予算編成に当たっては、従来にも増して健全財政を基本に取り組んでまいり所存でありますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 平成21年度舟橋村一般会計補正予算(第8号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ2,075万5,000円を追加し、予算の総額を20億5,213万円とするものであります。

今回の補正の主なものは、全国瞬時警報システム整備に係る工事費261万5,000円、保育所広域入所委託料602万円、村道稻荷古海老江線改良工事費499万7,000円、舟橋小学校増改築工事に伴う竣工式典の経費54万8,000円、小中学校準要保護児童就学援助費41万4,000円、図書館外壁改修工事費260万9,000円であります。これに要する財源といたしましては、地方交付税212万1,000円、国庫支出金375万円、県支出金131万5,000円、繰越金1,366万9,000円を充てております。

議案第2号 平成21年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ688万5,000円を追加し、予算の総額を1億7,408万6,000円とするものであります。今回の補正の主なものは、一般被保険者高額療養費396万6,000円、被保険者証カード化システム改修費40万9,000円、平成20年度療養給付費の精算に伴う国への返還金158万8,000円であります。これに要する財源には、社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者交付金420万円、繰越金199万7,000円等を充てております。

議案第3号 平成21年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ194万7,000円を追加し、予算の総額を5,143万2,000円とするものであります。

今回の補正は、東芦原地内の配水管布設に係る工事費194万7,000円です。これに要する財源には、繰越金を充てております。

議案第4号 平成21年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ210万4,000円を追加し、予算の総額を3,666万2,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、平成20年度後期高齢者医療広域連合療養給付費の確定に

よる負担金 205万1,000円であります。これに要する財源には、一般会計からの繰入金 127万5,000円、諸収入 58万5,000円等を充てております。

議案第5号 平成20年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、議案第6号 平成20年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第7号 平成20年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第8号 平成20年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第9号 平成20年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第10号 平成20年度舟橋村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第11号 平成20年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件の7議案につきましては、平成20年度の各会計別決算認定案件であります。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

その概要につきましては、決算書の末尾に添付しております実質収支に関する調書及び主要な施策の成果説明書のとおりであります。監査委員の指摘事項につきましては真摯に受けとめ、厳しい財政環境の中、より経費節減を図り、健全な行財政運営に努めてまいり所存であります。

以上、簡単に提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。
議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

監 査 報 告

議長（竹島ユリ子君） ここで、平成20年度舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の監査報告を求めます。

代表監査委員 野村厚壽君。

代表監査委員（野村厚壽君） おはようございます。

平成20年度舟橋村一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算につきまして、審査意見を申し上げます。

第1 審査の概要の1、2、3、4を飛ばしまして、第2 審査の結果から読み上げます。

審査に付された一般会計ほか上記6特別会計の歳入歳出決算書並びに関係諸帳簿及び証拠書類を審査したところ、いずれも適正であり、正確であることを認めた。また、

予算執行については、概ね効果的な執行であったと認めた。出納事務は関係法令に従って適正に処理されていることを認めた。

財産の取得及び管理及び処分は概ね適正に行われていたことを認めた。

第3 審査意見

(1) 村民税、固定資産税、国民健康保険税の滞納額が多い。平成19年度決算審査でも指摘されていたことであるが、平成19年度と比較して、収納率で97.86%から97.01%と0.85%減少している。課税担当者だけの責任ではなく、役場職員全体として対策チームを設置し、納税義務者ともよく話し合って収納率の向上に努めてほしい。

(2) 村有地で買い上げ後そのまま放置されている土地の有効活用を図ってほしい。

(3) 平成20年度決算で各会計の実質収支はすべて黒字で、特に一般会計9,162万7,054円、国民健康保険事業特別会計2,262万4,969円、簡易水道事業特別会計851万5,930円と剰余金が多くなっている。地方自治法233条の2の規定は義務的な規定ではないが、ある程度は財政調整基金に繰り入れて、将来の社会経済情勢の変化に備え、財政基盤の安定化を図ってほしい。また、村債の発行は必要最小限にとどめ、健全財政の堅持に努められたい。

以上であります。第3 審査意見の(3)について、若干の説明をします。

一般会計平成20年度決算の実質収支額の処理についてであります。

平成20年度剰余金は、全額地方自治法233条の2に従って繰越金として補正をしながら、平成21年度の歳入に編入されています。地方自治法233条の2但し書きによる基金への編入はありません。この処理には全く問題ないのであります。地方財政法第7条の規定であります。これは、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌々年度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないという法律であります。

剰余金の発生と基金積み立てとの関係は、複数年度にまたがることもあって大変にわかりにくいと思います。参考までに申し上げますが、15年度から19年度までの間の剰余金の合計額は5億2,329万3,071円と、16年度から20年度までの基金積立金の合計額3億970万は地方財政法第7条を完全にクリアしています。

そこで、条例を整備されて地方自治法233条の2の但し書きによって、剰余金の2分の1以上を翌年度に繰り越さないで基金に編入したほうがよいのではないかと考え

ます。毎年度大きな財政剰余金を出している舟橋村の財政状態から判断しますと、このことは可能であり、村民の皆様にわかりやすく説明できるのではないかと考えます。

以上であります。

議長（竹島ユリ子君） 監査報告が終わりました。

散 会 の 宣 告

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前 9時20分 散会